

6-15 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の設置状況

(平成15年3月31日現在)

種類	1	2	3	4	5	合計	工場 事業場数
	鉄鋼業焼結施設 焼結炉	製鋼用電気炉	亜鉛回収施設	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉		
市町村名							
大阪市	1 (1)	11 (11)		2 (2)	67 (67)	81 (81)	48 (48)
堺市		5 (5)		3 (3)	34 (34)	42 (42)	29 (29)
岸和田市		1			5	6	6
豊中市					6	6	3
池田市					4	4	2
吹田市					9	9	6
泉大津市					4	4	4
高槻市					14	14	7
貝塚市					10	10	6
守口市					1	1	1
枚方市		1			14	15	10
茨木市					10	10	5
八尾市				11	9	20	10
泉佐野市					3	3	3
富田林市					5	5	4
寝屋川市					8	8	5
河内長野市					7	7	5
松原市					5	5	5
大東市					7	7	4
和泉市					11	11	6
箕面市					3	3	1
柏原市				6	9	15	7
羽曳野市				1	3	4	4
門真市					4	4	3
摂津市					8	8	7
高石市					1	1	1
藤井寺市					2	2	2
東大阪市					23	23	9
泉南市					7	7	6
四条畷市					4	4	3
交野市		2		1	1	4	3
大阪狭山市					5	5	4
阪南市					2	2	1
島本町					2	2	1
豊能町					1	1	1
能勢町					0	0	0
忠岡町					6	6	2
熊取町					4	4	3
田尻町					4	4	2
岬町					2	2	2
太子町					1	1	1
河南町					2	2	2
美原町				4	17	21	18
千早赤阪村					1	1	1
合計	1 (1)	20 (16)	0 (0)	28 (5)	345 (101)	394 (123)	253 (77)

(注) 1 () 内は政令市分で内数である。
2 亜鉛回収施設としては、焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。
アルミニウム合金製造施設としては、焙焼炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。

6-16 府条例に基づくばい煙・粉じんに係る届出施設設置工場・事業場数等

(平成15年3月31日現在)

区分 市町村名	ばいじん	有害物質	炭化水素類	特定粉じん	一般粉じん	届出工場等	合計
	大阪市	162 (162)	475 (475)	603 (603)	118 (118)	468 (468)	5 (5)
堺市	37 (37)	66 (66)	202 (202)	4 (4)	123 (123)	10 (10)	442 (442)
岸和田市	9	33	52		117	1	180
豊中市	12	45 (1)	74 (45)	8	86		164 (46)
池田市	4	7	22	1	8	1	34
吹田市	6 (3)	13 (4)	60 (47)	1	20		82 (52)
泉大津市	9	11	24	4	65	1	88
高槻市	10 (1)	17 (1)	52 (36)	5	56	2	105 (38)
貝塚市	18	21	21	1	35		76
守口市	8	34	39	2	36		76
枚方市	21	38 (2)	100 (57)	5	101 (5)	1	182 (60)
茨木市	8	23	45	3	45	2	97
八尾市	43 (1)	176 (2)	124 (40)	22	327 (1)	1	476 (44)
泉佐野市	5	13	37	3	18		63
富田林市	8	19	34	3	39		69
寝屋川市	13	29	67	1	49	2	113
河内長野市	6	17	23	1	51		71
松原市	6	8	23		18		45
大東市	13	45	43	4	82		119
和泉市	3	9	32		32		69
箕面市		1	30		10		41
柏原市	14	36	30	4	62		99
羽曳野市	4	4	17		17		37
門真市	7	64	52	3	72		130
摂津市	4	15	23	2	55		80
高石市	3	11	29		27	1	51
藤井寺市	4	3	9		12		26
東大阪市	72	426 (1)	247 (61)	165	650	2	984 (62)
泉南市	3	3	13	3	19		31
四条畷市	4	4	15	1	18		30
交野市	6	7	21		24		47
大阪狭山市	3	4	11		7		20
阪南市	1	2	10	3	14		27
島本町	1	3	4	1	4		8
豊能町					2		2
能勢町	1	1	2		12		16
忠岡町	2	7	12		20		27
熊取町	2	3	7	1	4		13
田尻町		1	2		1		4
岬町	1	3	6	1	1		9
太子町	3	4	4		7		13
河南町	1		4		3		8
美原町	11	21	25	1	43	1	72
千早赤阪村	1				9		10
合計	549 (204)	1722 (552)	2250 (1091)	371 (122)	2869 (597)	30 (15)	5589 (1997)

(注) 1 () 内は政令市分で内数である。
2 複数数の区分に係る工場又は事業場があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しません。